

■ 第4次かがわ男女共同参画プラン

計画の基本目標

素案	意見	計画案
<p>【P14】 基本目標 I</p>	<p>・計画策定の視点（12p）の（3）で「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を挙げていることから、基本目標にも多様性の考え方を反映しても良いように思う。</p>	<p>委員からの御指摘を踏まえ、次のとおり追記しました。</p> <p><u>また、男女共同参画の実現に向けて取組みを進めることは、「男女」にとどまらず、多様な人々を包摂する社会の実現につながるものであるという考えのもと、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進していきます。」</u></p>

重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

素案	意見	計画案
<p>【P26】 『施策の方向』 (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進</p> <p>【P27】 (2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供 『施策』 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供</p>	<p>・国の第5次計画にある「政治分野の男女共同参画」については、国も非常に注力している項目であり、地方側にもどのようにアクションを起こしていくのかということが期待されていると思うので、検討いただきたい。</p>	<p>委員からの御指摘及び6月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正により、地方自治体の施策を強化することが明記されたことも踏まえ、次のとおり「施策の方向」及び「具体的施策」に追記しました。</p> <p>『施策の方向』 (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 <u>⑤ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨や参画を推進するための環境づくりを促進します。</u></p> <p>(2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供 『施策』 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供</p>

		○政治分野への女性の参画に関する情報の収集・提供」
--	--	---------------------------

重点目標 5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現

素案	意見	計画案
<p>【P28】 『現状と課題』 平成 30 年 6 月に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等が盛り込まれた働き方改革関連法が成立したほか、令和 2 年 6 月には、職場におけるハラスメントの防止等のため、<u>労働施策総合推進法等</u>の改正が行われました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テレワーク等の新しい働き方も求められています。</p> <p>こうした中、本県における年間総実労働時間は減少傾向にあるものの、全国平均に比べて長いことから、多様な働き方を選択できるよう、働き方改革を推進するとともに、職場におけるハラスメントの防止など、労働者が安心して働くことのできる雇用環境を整備することが必要です。</p>	<p>・「現状と課題」の記載について、法律改正等について整理し記載してはどうか。</p>	<p>委員からの御指摘及び 6 月の「育児・介護休業法」の改正を踏まえ、次のとおり「現状と課題」を変更しました。</p> <p>『現状と課題』 平成 30 年 6 月に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等が盛り込まれた<u>いわゆる働き方改革関連法</u>が成立したほか、令和 2 年 6 月には、職場におけるハラスメントの防止等のため、「<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>」等の改正が行われ、令和 3 年 6 月には、<u>男性の育児休業取得促進等のため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律</u>」(以下「<u>育児・介護休業法</u>」という。)の改正が行われました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テレワーク等の新しい働き方も求められています。</p> <p>こうした中、本県における年間総実労働時間は減少傾向にあるものの、全国平均に比べて長いことから、多様な働き方を選択できるよう、働き方改革を推進するとともに、<u>性別を理由とする差別的取扱いや、職場におけるハラスメントの防止など、労働者が安心して働くことのできる雇用環境を整備することが必要です。</u></p>

<p>【P28】 『施策の方向』 (1) ワーク・ライフ・バランスの実現 ② 企業等への助言による働きかけや優良事例の情報発信等を通じて、企業経営者・管理職を含めた職場の意識改革や、男女がともに仕事と育児・介護との両立を図ることができる職場環境の整備などを促進します。</p>	<p>・先日、改正育児休業法が国会で成立し、来年からは大きく男性の育休が変化し、育休取得率を上げる施策も出てくることから、県としてどのように促進していくのか等の記載もほしい。</p>	<p>委員からの御指摘を踏まえ、次のとおり「施策の方向」に追記しました。</p> <p>『施策の方向』 (1) ワーク・ライフ・バランスの実現 ② 企業等への助言による働きかけや優良事例の情報発信、<u>育児・介護休業法の周知・啓発</u>等を通じて、企業経営者・管理職を含めた職場の意識改革や、男女がともに仕事と育児・介護との両立を図ることができる職場環境の整備などを促進します。</p>
---	---	--

重点目標6 働く場における女性の活躍推進

素案	意見	計画案
<p>【P33】 『現状と課題』 また、<u>雇用形態を見ると、女性は出産育児等による離職後の再就職に当たって非正規雇用者となる場合が多いこと</u>などから、男性雇用者のうち非正規雇用者の割合が約2割であるのに対し、女性雇用者における割合は約5割となっています。<u>さらに、管理的職業従事者における女性の割合については2割に満たない状況</u>です。</p>	<p>・現状と課題の中に男女の賃金格差の問題を記載してほしい。</p>	<p>委員からの御指摘を踏まえ、次のとおり「現状と課題」に追記しました。</p> <p>『現状と課題』 また、<u>離職後の再就職に当たっては、非正規雇用者となる場合が多いこと</u>などから、男性雇用者のうち非正規雇用者の割合が約2割であるのに対し、女性雇用者における割合は約5割となっています。<u>加えて、管理的職業従事者における女性の割合については2割に満たない状況</u>です。<u>これらのことは、給与等処遇面での格差となり、男女間の賃金格差にもつながっていると言われています。</u></p>

重点目標 8 地域における男女共同参画の推進

<p>【P38】 『施策の方向』 (1) 地域における男女共同参画の推進</p>	<p>・身近な生活の場である地域における男女共同参画に今まで以上に積極的に取り組むべきではないのか。</p>	<p>香川県議会総務委員会での御意見を踏まえ、次のとおり「施策の方向」に追記しました。</p> <p>『施策の方向』 (1) 地域における男女共同参画の推進 ① <u>地域づくりやまちづくりなど、さまざまな場面において女性の意見が反映されるよう、地域における意思決定過程への女性の参画を促進します。</u> ⑥ <u>個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、地域住民が主体となって実施する地域づくり活動を促進します。</u></p>
--	--	--

・その他、最新のデータへの変更、表現の統一等の修正を行いました。